

随意契約理由書

神戸市

契約業者名 (事業所名)	協同建設株式会社
工事名	妙法寺川(車地区)改修工事 その5
随意契約の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当
随意契約の理由 <p>本事業は、妙法寺川(車地区)において河川整備目標流量を満足するため、河道切り下げを行うものであり、当事業地は、地すべりが発生する可能性の高い地形であるため、河道切り下げを行うためには地すべり対策工を施す必要がある。</p> <p>工事契約にあたり、7/12に競争入札に付したが、7/31の開札の結果、全社辞退となった。</p> <p>当工事は、合併発注の「妙法寺川(車地区)改修工事 その6」(以下、合併工事)で実施する河道切り下げ工事に先立ち、地すべり対策工を行うものである。合併工事の施工にあたっては、河川内での施工を安全に実施するために、渇水期中(11月から5月)に工事を完了させる必要があり、そのためには、可能な限り早期に着工する必要がある。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項8号「競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないとき」に該当するため、上記業者に本工事の随意契約を行う。</p> <p>なお、請負人は当該河川で施工実績(妙法寺川(車地区)改修工事 その2)のある業者を選定した。</p>	
担当部署	建設局西部建設事務所(電話番号:742-2424)

(公表様式第4号)